

財政審議権と国家形態(4・完)

SAITO, Hirotaka / サイトウ, ヒロタカ / 斎藤, 博孝

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

36

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

70

(発行年 / Year)

1989-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00018497>

財政審議権と国家形態（四・完）

齋藤博孝

まえがき

主題の（三）を公表してから、すでにかかりの歳月が過ぎた。もともと短期間で仕上げるつもりなのが、課題の重さに気圧され、ついつい間延びしてしまった。小稿（一）の発表から、なんと二昔である。執筆を打ち切りたと思ったこと、屢々であった。だが、いかに試論とはいえ、中途半端では後味がわるい。恥をしのんで、書き上げたといってもよい。が、なんとといっても、二昔のタイム・スパンでの論理展開に若干のズレが生じたことは、どうしようもない。とはいえ、論旨の基本線は貫かれているものと思う。

ところではつきりいつて、いわゆるボナパルティズム論についての私の理解、認識は、幾分か修正する必要がある。そうである。が、この試論「問題提起は日本の戦前国家に、ボナパルティズム範疇の適用を積極的に意図しようとするものではない。ボナパルティズム国家概念を日本の場合に適用しようとするれば、——最近の研究業績の水準からみて——明治憲法成立以前から、この概念の導入が可能かも知れないし、日本の戦前天皇制国家の、ほぼその総ての発展過程と段階を包摂することになりかねない。したがって小論では、この範疇適用の提案はなされない。しかし、近代

国家の一形態としてのボナパルティズムについては、当然のことながら半絶対主義概念との関連で議論をすすめて行かざるをえない。

半絶対主義の概念を戦前日本の国家に、どのように、いついかなる段階から適用を試みるかについては、半絶対主義概念の内容をまずはつきりさせることから始めなければならない。半絶対主義的君主制の概念は、ドイツ第二帝政の国家概念であり、戦前の日本の天皇制国家も同一類型に属するものである。行論で明らかにするが、ツァーリズム・ロシアの農奴制国家概念は、さきの両者のそれとは類型が異なること、そしてより遅れた発展段階の国家範疇であることがわかったのである。では、以下これまでの論稿のかんたんな目次を掲げておこう。

(一)

- 一、 予算審議権における二元論
- 二、 維新後の諸改革の素描
- 三、 軍制と予算問題
- 四、 天皇大権と非民主的条項

〔『社会労働研究』第十三卷第四号、一九六七・二〕

(二)

- 一、 予算審議権の制限
- 二、 変革と国家形態

『社会労働研究』第十五卷第四号、一九六九・二

(三)

一、国家形態について——国家類型との関連——

〔社会労働研究〕第二十四卷第三号、一九七八・二

(四)

一、半絶対主義的君主制の概念

二、戦前日本の国家形態

三、いわゆる「上からの革命」概念と

天皇制国家概念 (以上本号)

一、半絶対主義的君主制の概念

明治初期日本の変革過程のまっただなかで、『ベルツの日記』で有名なエルウィン・ベルツは、一八七六(明治・九)年一〇月二五日付の手紙で次のように書いていた。

「日本国民は、十年にもならぬ前まで封建制度や教会、僧院、同業組合などの組織をもつわれわれ中世の騎士時代の文化状態にあったのが、昨日から今日へと一足飛びに、われわれヨーロッパの文化発展に要した五百年たつぷりの期間を飛び越えて、十九世紀の全成果を即座に、しかも一時にわが物にしようとしているのである。従つ

てこれは真実、途方もなく大きい文化革命レボルチオンです——なにしろ根底からの変革である以上、発展エボリューションとは申せませんから。そしてわたしは、この極めて興味ある実験の立会人たる幸運に恵まれた幸いです。⁽¹⁾

説明するまでもなく、ここには、ベルツの明治維新についての率直な印象が書かれている。かれは、それを「文化革命」とみ、「根底からの変革」であると認識したのである。

また、一八七九（明治・一二）年一月一日には、ドイツにおける「社会主義弾圧法」、その結果としての「警察行政」、「全商業の不況による国内の窮状」、そして日本では、「日々に増大する貧困」⁽²⁾について記していた。

さらに、同年秋近く、九月十二日付けではつぎのように書く。

「夜、家で『アルゲマイネ・ツァイトウング』紙の国会における関税法大討論に関する記事を読む。ビスマルクは全案を通過させた——しかも、従来かれが勘定に入れていた数よりも多く、百票の多数で。だが、今後ドイツは一体どうなるだろう？ 自由主義の諸党派は全くのけものにされてしまった。自由貿易か保護関税かについては、自分自身もさっぱり解決がつかない。何はともあれ、自由主義諸党派がこの問題を党派の問題、主義の問題にまで持ち上げたことは失策だ⁽³⁾った。」

さきの「社会主義者鎮圧法」（一八七八年）の実施と翌年の「関税改革」の実現は、ビスマルクによる内政の保守路線への転換の指摘であり、ドイツ第二帝政の重要課題であったことは周知のとおりであろう。

ところで、この段階（一八七五年）のドイツについて、マルクスはつぎのようにいう。

「議会的形式でふちどられ、封建的付加物を混合され、すでにブルジョアジーの影響下にあり官僚的にくみたてられ、警察にまもられた、軍事的専制にほかならない国家であつた。⁽⁴⁾」

また、エンゲルスは、第二帝政を「まだなかば絶対主義的な……政治的秩序の桎梏⁽⁵⁾」と規定している。つまり「半絶対主義的政治秩序(体制)」とみているのである。このほかエンゲルスは、ドイツ国憲法戦役について、それが敗北に終わったあとでは「いくぶん立憲化した封建的⁽⁶⁾官僚的君主制」が勝利するか、「それとも真の革命が勝利するか⁽⁷⁾」そのいずれかだと。

この点について、レーニンは「軍事的半絶対主義⁽⁸⁾」と述べ、近代的国家としてのボナパルティズムを特徴づけている。一八七〇年代のドイツは半専制制度の国家であり、軍事的・半絶対主義の国家であった。ビスマルクとヴィルヘルム体制の国家形態である。

ところで、第二帝政の国家形態をボナパルティズムと規定する古典の著者たちの叙述を四つの点でまとめているのが、『ドイツ第二帝政史研究』の著者である木谷勤氏である。木谷氏はエンゲルスの著作に拠りながら、実に見事にボナパルティズム国家論の特色を要約しておられる。それは次のごとくである。

(i) ビスマルク国家は、もはやユンカー⁽⁹⁾貴族をブルジョアジーの進出から守ることを主たる任務とする絶対主義国家ではなくて、「労働者階級の進出に対しすべての所有者階級を守るという目的のためにわざわざつくられた国家形態であるボナパルティズム君主制」国家である。

(ii) ただし、それはまだ近代国家として完成しておらず、絶対主義国家からボナパルティズム国家への移行過程にあり、そこには「ふるい絶対主義の基本条件、すなわち土地貴族とブルジョアジーとの間の均衡とならんで、近代的ボナパルティズムの基本条件、すなわちブルジョワジーとプロレタリアートとの間の均衡」が併存している。

(iii) このような三元的階級構造のなかで、あいたたかう諸階級の間一種の力の均衡と「政治的無意志状態」が生

まれ、これを基盤に、強力な官僚制と軍隊に支えられた軍事専制的統治機構はすべての階級に対しある程度の独立性をうるとともに、国家の社会からの自立性が強まる。

- (iv) ボナパルティズム国家は「ブルジョワジーの政治活動を抑制するため、自分の親衛プロレタリアートを組織しよう」と試み、そのための普通選挙や「国家社会主義」¹¹「ボナパルト流社会政策」を実施するが、その場合でも「労働者に対するどんな義務も（国家に）負わせることをしない。」一方、この国家は自己を強化するため「最も勢力ある経済的支配階級」たるブルジョワジーと結ばざるをえず、このためブルジョワジーの支配権力への直接参加をほとんど許すことなしに、しかも彼らの物質的、インタレストを強力に代表し、かつ推進する。したがってこの国家は究極的にはブルジョワジーの経済的インタレストに従わざるをえない。⁽⁹⁾

ボナパルティズム国家における政治権力の階級的性格と題した箇所、木谷氏はつぎのように第二帝政の国家を規定づけておられる。すなわち、「その統治機構に絶対主義の残滓をもつ、未完成のボナパルティズム国家」⁽¹⁰⁾、また別のところでは、「第二帝政の『半絶対主義』的統治機構」⁽¹¹⁾とも表現されている。

ところで、フランス史研究の分野で、注目すべき業績をあげて来られた西川長夫氏の著書『フランスの近代とボナパルティズム』から、いくつかの論点をみてみよう。西川氏は、かつて論文「ボナパルティズム概念の再検討」を発表され、その道の研究者たちに大きな影響を与えて来られた。氏は、前記労作の中で、ボナパルティズム概念についてのマルクス、エンゲルスの著書、論文を丹念に再検討され、従来わが国の研究者たちに通説と考えてられていた諸概念、例えば均衡理論にもとづく例外国家論の内容にかなり基本的な点から立ち入った考察を加えられた。氏はエンゲルスのボナパルティズム論を六つに要約して述べておられる。ここではそのうち三の部分の叙述を引用する。

三、マルクスのボナパルティズムにかんする記述は、主としてルイ・ナポレオンとフランスのボナパルティズムそれ自体を対象としたきわめて直接的なイデオロギー闘争の一環であったのに対し、エンゲルスのボナパルティズム論はマルクスのボナパルティズム論をふまえた上で、その矛先をドイツのボナパルト・ビスマルクに向けたイデオロギー闘争の一環であった。その結果(1)エンゲルスの記述には、マルクスのボナパルティズム論の要約と命題化、さらには理論的展開の努力の跡が認められる。ボナパルティズムの定義として利用されるのは主としてこの部分である。(2)主としてナポレオン三世とビスマルク、あるいはフランスとプロイセンが比較される⁽¹³⁾。

エンゲルスの論点にふれた最後の箇所では、「いわゆる例外国家論をエンゲルスに即してどのように考えるべきであろうか。」と設問され「エンゲルスの抱いている概念の厳密化と展開⁽¹⁴⁾」の必要を強調されている。

では、マルクスのボナパルティズム論についてはどうだろうか。西川氏によれば、「マルクスはエンゲルスのようにボナパルティズムの特色を定義あるいは命題として述べておらず、『ボナパルティズム』という用語自体もほとんど用いない。……概念化された用語であるよりは、その時代の一般的な用法にしたがっている。」⁽¹⁶⁾という。「マルクスのボナパルティズムは帝政あるいはimperialismとほとんど同義⁽¹⁷⁾」である、とし、「皇帝制度 [imperialism]こそは生れでようとする中間階級社会が封建制度からの自分自身の解放の手段としてつくりあげはじめ、そして成熟しきったブルジョア社会が主に資本による労働の奴隷化の手段に転化した、あの国家権力の最もけがれた形態である」⁽¹⁸⁾という『フランスにおける内乱』からの文章を掲げている。西川氏は、マルクスの著作、論文その他の時評などを仔細に検討して、わが国でのボナパルティズム概念の根本的な訂正を求めておられる。氏によれば「(過渡期的)例外国家論と、ボナパルティズムを第二帝政に限る考え方は否定されねばならず、均衡論も大幅に修正を必要とする」⁽¹⁹⁾と

いう。

これまで、主として、ドイツ帝政史の研究者とフランス帝政史の研究者による「ボナパルティズム」論の要約と、その概念理解の疑点の一部を掲げて、問題点の所在を考察してみた。木谷氏はドイツ第二帝政をエンゲルスに拠りつつ国家形態Ⅱボナパルティズム、統治形態Ⅱ専制的執行権力説の立場から絶対主義的国家形態説を退けられ、「半絶対主義」的統治機構の概念の適用を積極的に打出されている。そして、同時に氏は、憲法学者やアカデミズムの歴史家たちの大部分がもっている「絶対主義と議会主義の間の中間形態としての『立憲君主制』説」⁽²⁰⁾にも当然のことながら与しないのである。木谷氏の「半絶対主義」的統治機構論が、半絶対主義国家論、あるいは、半絶対主義的君主制論と同質なのか、異質のものなのかは、必ずしも明確ではないようである。ここで氏の言われる「統治機構」の概念は、「統治形態」の謂であるのかどうか、統治形態のそれであれば、「軍隊と官僚に支えられた専制的執行権力」(木谷前掲書、一三五ページ)であり、半絶対主義的、専制的、執行権力というように、解釈されるかも知れない。半絶対主義の統治(支配)形態Ⅱ半絶対主義的君主制と理解して差支えないかどうかである。いづれにせよ、ボナパルティズムの国家形態が近代的国家であり、ブルジョア国家である点について、何びとも異論はなからう。仮に、ボナパルティズム国家が「例外」国家であるにせよ、さらに均衡論的解釈が成立したにせよ、それが封建的、絶対主義国家でありえないことは、もちろんである。ボナパルティズム論については、更に古典のテキスト理解を深める必要が痛感されるが、いまは、西川氏の所説の見地でこの問題の今後の検討に役立てたいと思っている。

注

- (1) トク・ベルツ編『ベルツの日記』上(菅沼竜太郎訳)、岩波文庫、一九七九・二月、四五ページ。
- (2) 同右七三ページ。(3) 同九三ページ。
- (4) マルクス・エンゲルス全集、大月書店、第一九卷、二九ページ。
- (5) マルクス・エンゲルス選集、大月書店、第一七卷、四〇六ページ。
- (6) マルクス・エンゲルス全集、第七卷、二〇一ページ。(7)、注(6)に同じ。
- (8) レーニン全集、第五卷、大月書店、三七四ページ。
- (9) 木谷勤『ドイツ第二帝政史研究』、青木書店、一九七七・二月、一二八―九ページ。なお本書についての書評が、『史学雑誌』第八七編第一号、史学会、一九七八・一月号に掲載されている。評者は肥前栄一氏である。同誌一〇二―七ページ参照。肥前氏による本書の評価については、ここではふれないが、論点は鋭いものがある。ここでは、エンゲルスの議論の要約が適切、妥当なものと思われるので、かなり長い引用した。

(10) 木谷、前掲書、一四一ページ。

(11) 同右、一五一ページ。木谷氏は「第二帝政の『半絶対主義』的統治機構はブルジョワ的社会構成体内で封建的要因を代表し、この社会の近代化を阻止する強力として作用しつづけた。しかしそれにもかかわらずユンカー的統制機構とその維持政策は、社会構成のブルジョワ的転換の中で、もはや絶対主義国家におけるような支配的要因ではなくすで従属的要因へと変化していた。換言すれば、『上からの革命』の遂行過程で、資本主義的生産様式が確立し、主たる階級対立がユンカー対ブルジョワジーから、この両階級を含む全有産階級対プロレタリアへと移ってゆくにつれ、『半絶対主義的』統治機構は、単にユンカーのインタレストを代表しそれを守るものから、ユンカーとブルジョワジーの政治的妥協とブルジョワ的経済という共通基盤の上に立つ全有産階級に奉仕する政治権力へと機能転換をとげたのである。そしてユンカーの政治的優位とその反動政治も、たしかになお全社会に影響を及ぼしたとはいえもはやその本質を左右す

る規定性をもたず、逆にブルジョワ対インタレストに奉仕し、とくに自由主義を犠牲にしても国家権力の強化を望む保守化した大ブルジョワジーの支持をしてのみ存続し、機能しえたにすぎなかつた。」⁽¹²⁾と述べておられる。

- (12) 同前掲書、一五一―二二ページ。「半絶対主義」的統治機構の概念について、木谷氏は、随所で関説しておられる。例へば、同書二四四ページ、二六二ページ、三〇八ページ、参照。また「統治機構の『半絶対主義』的部分」(同書三一九ページ)という表現も見られる。同氏の労作の最後の叙述は、つぎの文章で終わっている。「……第二帝政を倒した一月革命は、社会主義革命に発展しうるあらゆる歴史的条件を備えながら、そのような革命としては失敗し、結局それは半絶対主義的統治機構を除去するだけの部分的革命、しかも一八七一年の『上からのブルジョワ革命』を補完する『完成革命』の役割を果すだけに終わったのである」と。(同書三二〇ページ)。この部分についてのさきの肥前氏の書評によれば、「きわめて大胆な結論を下しているが、その後のドイツ史の経過に照らして、むしろ解明さるべきは、一月革命の挫折とナチズムの勝利、さらに戦後、社会主義的変革の担い手たるプロレタリアートの高度に発達した西独でブルジョワジーの支配(直接支配)が存続し、社会民主党の改良主義化が完了したのに対し、その遅れた東独で社会主義への移行が起つたという歴史のパラドックスであろう」とされる(前掲『史学雑誌』、一〇五ページ)。

(13) 西川長夫『フランスの近代とボナパルティズム』、岩波書店、一九八四・一月、四六―七ページ。

(14)・(15) 西川、前掲書、四九―五〇ページ。

(16) 西川、前掲書、五二ページ。

(17)・(18) 同右、五三ページ。

(19) 同右、六七ページ。

(20) 木谷、前掲書、一二六ページ。

二、戦前日本の国家形態

前稿(三)で関説した安部博純氏の著書『日本ファシズム研究序説』のなかから、国家形態について論及されるところを見てみよう。氏は、「あくまで理論仮説」⁽²¹⁾であり「実証的研究への指針」⁽²²⁾であることわりながらも、極めて興味をそえられる論点をいくつか提示されている。氏は明治憲法体制の成立以後を「ブルジョア君主制の一変種、ただし一定の相対的独自性を失わないポナパルト的君主制としてとらえたい」⁽²³⁾とされ、さらに、国家類型についてのように述べられる。

「日本においては、たとえ限定的であれ近代国家体系とブルジョアの法体制の基本的枠組ができた一八八九年をもって資本主義社会構成体への転換点とみるべきかも知れない。とすると一八六八年から一八八九年に至る約二十年間を封建的社会構成体から資本主義的社会構成体への過渡期としてとらえるべきであろうか。それはともかく、一応、一八六八年から一八七六年ないしは一八八九年までを絶対主義国家とし、それ以後を国家類型上はブルジョア国家とみたい」⁽²⁴⁾と。

氏の文章には検討に値するいくつかの論点が含まれている。まず、社会構成体の転換点の時期区分と、その過渡期のタイム・スパンである。つぎに、国家類型の問題点である。氏の右の叙述では、明治維新から憲法制定に至る日本の資本主義は、封建国家の範疇に属することになってしまう。資本主義の概念が使用できぬとしても、未だに社会構成体が新しい構成体に移行していないことになりはしないか。資本主義の構成体が確立するには産業革命のプロセスが必要だというのは、広く一般に容認されている。封建的ウクラッドから資本制ウクラッドへの直接的、第

一次的転換点は、もっと早く明治維新の時期に設定すべきではなからうか。維新の変革によって直ちにウクラッドが転化するわけでないのはもちろんであるが、……つまり資本主義生産様式への端緒的画期の設定をいつに置くかの問題である。その過渡期はいうまでもないことだが、幕藩体制のある一定の時期から発展し継続しているのである。また、憲法体制の成立をもって、国家類型区分のメルクマールと論定するのはいかなものであるか。私は国家類型上は、一八六八年以後をブルジョア国家（資本主義国家）と設定したほうがよいと思っている。一八六八年から一八八九年までを絶対主義国家ではなく絶対主義的、国家と呼称することには賛成である。しかしながら「的」というのは、ここでは使用しないほうがよい。その含意についてはのちに述べることにする。絶対主義的、国家形態とよぶ場合、私は国家類型上は、ブルジョア国家のそれを意識している。したがって小論の「一、半絶対主義的君主制の概念」のところで、木谷勤、西川長夫両氏の所説を詳しく見たのは、まさにこの部分についてであり、半絶対主義的君主制の国家形態論が、戦前の日本の天皇制国家を規定するのにもっともふさわしい概念であると思っているからである。それゆえ、明治憲法体制の成立をもって、半絶対主義的、国家形態の成立とみるのであり、憲法制定以前の時期を、さきに吟味したように絶対主義的、国家形態と規定したのである。

一八六八年以後の国家の階級的内実は、地主・ブルジョアのブロック（同盟）権力であり、「連合独裁」と名づけてもよいと思われる。その具体的政治の現実の権力の担い手（トレーガー）は、藩閥勢力・官僚であり、そのような勢力の統治形態＝支配形態をここに見なければならぬだろう。明治憲法体制の成立の時期までこの権力ブロックの性格は基本的には変化が見られないのであり、憲法体制成立後、一定の資本主義の発展のなかで、ブルジョア・地主権力に転化するものとみななければならないと思う。その時期が、あるいは画期とよんでもよいが、わが国の法史学者

の人びとが、いわゆる「三二二体制」⁽²⁵⁾と名づける時期をめぐる前後数年間であり、さらに、時代を下って一九一三年以後、一連のブルジョア的改革が行われる時期⁽²⁶⁾であろう。いまここでは、これ以上立ち入らないことにする。具体的な統治形態や政治・政府形態の変遷、転化、移行については、いまここで述べる余裕がない。それらは日本の政治と財政の歴史の実証研究の課題であり、ここでの主題ではないのでこれで議論を一応打ち切りたい。

注

(21) (22) (23) 安部前掲書、一五二ページ。傍点引用者。

(24) 安部、前掲書、一五三―四ページ。

(25) さしあたり、水林彪氏の「社会と法」にかんする論文を参照。『マルクス主義法学講座』④（国家・法の歴史理論）、日本評論社、一九七八・一月、二三五ページ以下をみよ。水林氏はここで、国家類型、国家形態論に關説し、「はたして『三二二体制』における国家機構は絶対主義的であったのだろうか」（同書二五四ページ）と、疑問を提出しておられる。さらに氏は論を進めて「近代天皇帝国家を絶対主義と規定することははたして適当なのだろうか。さらに、以上のごとき日本近世の国制を封建制と規定することは適当なのであるか」（同書、二五六ページ）と。なお、同書二五七ページ以下の「『三二二体制』の形成および再編」をも参照されたい。

(26) ここでは大正初期の護憲運動や普選法をめぐる改革の動き、また貴族院改革などの諸事実を念頭においている。

三、いわゆる「上からの」革命概念と天皇制国家概念

かつて「財政審議権と国家形態」(二)のなかで、私は、「変革と国家形態」を論じたさい、レーニンのテキストに依拠して、かれの革命概念についてかなり詳しく検討したことがある。そして、そこで気がつき理解できたことはレーニンは地主の規定づけにさいし、一九〇五年のブルジョア革命以後の「ブルジョア化した地主」と「農奴主的貴族と地主」範疇をほぼ同義的意味で使用していることであつた。もちろんレーニンの規定づけをまつまでもなく、地主の二面性、あるいは二重的側面の特徴については、従来より、わが国の研究者の著作の中でも、しばしば指摘されてきたこと(*)もあつた。

ブルジョア革命の社会的内容は、ブルジョア民主主義の到達の度合い如何ということでもあるが、レーニンは、ブルジョア革命の課題は、ロシアにおいても「全体としては、あらゆるブルジョア革命と同様に、結局は立憲制度を打ち立てる過程であつて、それ以上のなものでもない」と述べていたのである。そしてまた、「すべての『未完成』(マルクスの表現)のブルジョア革命は富裕な農民が秩序のがわに移行したことで『おわつた』」(28)とも書いてある。さらに、「あたえられた政治制度の改良主義的変更と非改良主義的変更の差異」(29)について権力の移行論を述べるのである。いうまでもなく「上からの革命」と「下からの革命」における権力の移行の在否についての問題である。したがつて、これらの範疇をどのように理解すればよいかについては、前掲拙稿を参照していただきたい。いづれにせよ、レーニンも繰り返し述べているように、ブルジョアジーにとつては、「ブルジョア民主主義的な方向での必要な改革が、より緩慢に、徐々に、慎重に、決断を欠いたやり方で、革命の道をとらずに改良の道をたどつて行われるほうが

有利である⁽³⁰⁾」ことは確かである。

ところで一般的にみて、ブルジョア革命の主要な課題、あるいは根本的な問題は、農業における土地問題の解決と処理にあることは論を俟たないであろう。土地の封建的所有からブルジョア的所有への移行⁽³¹⁾、転換が、どのように、いかなる手段と方法で遂行されるかということが問題である。土地問題⁽³²⁾、農業・農民問題が、さらに農民の解放が、どの程度、解決されているのか、といい換えてよいかも知れない。ブルジョア革命の基礎過程を、前社会の封建的土地所有とマニファクチュアの産業資本との基本的対抗過程として分析し、そこにブルジョア民主主義革命の基礎視角をおく方法は、イギリス、フランスなどの国々には、有効性と実証性をもつとしても、すなわち古典的な先進資本主義国の分析においては妥当であろうけれども、これらの類型を、ドイツとか日本の場合に機械的に適用することは、かなり無理があることはいうまでもない。つまりブルジョア革命の諸範疇を検討するさいの、ブルジョア、ブルジョアジー、産業資本(家)、地主、農民など、さまざまな範疇の質の規定が十分でなければならぬのである。地主範疇の取扱いがただけをみても、この概念把握のむずかしさが痛感させられるのである。

ここでいま立入って検討する余裕はないが、マルクス・エンゲルスによる土地所有関係の、すなわち土地制度といひ換えてもよいのだが、これらの農民、あるいは地主、小作農制度、さらには半小作制度、大土地所有などの用語の内実と含意は、慎重に考察し処理することが肝要であろう。マルクスは、イギリスとフランスの場合について、大土地所有⁽³¹⁾「半封建的土地所有」、と規定し、「貴族の物質的基盤である半封建的土地所有⁽³²⁾」とも述べていたのである。かれはまた、イタリアについて「半小作制度⁽³³⁾」の概念も使用する。イタリアについては、その独立の第一歩は、「農民を完全に解放し、その半小作制度を自由なブルジョア的所有に転化すること⁽³⁴⁾」にあるのだ、といっている。ここで

いう「自由なブルジョア的所有」の概念は、自由な市民的所有、地主・小作関係から解放された自由な農民的土地所有、自作農民の範疇であることはもちろんであろう。ブルジョア的所有が直ちに、資本家的所有を意味するものでないこと、この区別をよく理解し把握しないと、論理的混乱に陥らないともかぎらない。マルクスとエンゲルスは、ブルジョア的な土地所有、あるいは同じことの別の表現だが、自由な土地所有のもとでは、土地の集積と細分化は避けられないことを、しばしば強調していた。ブルジョア的土地所有の概念は、「近代的土地所有」概念とほぼ同義に理解しておけば、差し当り、不都合なことは起きないと思われる。(つまり、資本制的土地所有とは異なる。)

これまで土地の所有形態について、いくつかの概念の検討を試みてきたのは、ほかでもなく、わが国における明治維新の土地変革により、すなわち、地租改正によって形成され展開してくる農業・農民問題の把握のしかたに関わる事柄であったからである。より適確に表現すれば、一八六九年の版籍奉還から廃藩置県に至る特殊な、いわば総体としての国家的土地所有の短期的な実現と、さきの一八七一年の廃藩置県による幕藩体制の廃止、そして、それ以後の一連の維新政府による上からの改革の実施による「解放」政策が進行することは改めて述べるまでもなからう。⁽³⁵⁾これらの改革を通して、維新政府は、封建的生産様式の解体をすすめ、その新しい秩序³⁶体制の基礎過程の創出・発展を、一部は強力を伴いつつ、資本の本源の蓄積を推進³⁷遂行していくのであり、その課題を極めて短期になしとげたのである。さきの「国家的土地所有」形態の短期間での実現の意義とその土地制度上の意義と内容は、上部構造との対応的説明が極めて難かしく、いまは私の手にあまるので、これ以上立ち入らない。つまり、このことを社会構成体論とのかかわりで、どのように理解しこれを正しく位置づければよいかの問題である。

ところで、いわゆる「朝藩体制」⁽³⁶⁾(王政復古から版籍奉還にいたる過程)の概念を用いて、この時期を旧「幕藩体

制」と区別される政治家、信夫清三郎氏は、それが「当時の語法における『大権』としての朝廷と『小権』としての藩がなお対立している体制、朝廷と藩とが相互に対立を孕みつつ構成している体制であり、『幕藩体制』と異なる」ことを強調される。朝藩体制のこの語法は最初に法史学者、福島正夫氏が使用されたものであった。⁽³⁷⁾ 信夫氏の著書に私は、多くを教示されつつも、そして、氏の詳細かつ明快な時代区分にも拘らず、私には「立憲的絶対主義」⁽³⁹⁾の概念の内容がいまひとつよく理解しがたいのである。明治維新の変革過程について、これほど立入った政治過程の考察を加えた叙述は多くないであろう。(もつとも、さきの「立憲的絶対主義」の概念把握についての難点は残るのであるが……)。氏の研究のすぐれた分析方法は、私のさきに指摘した「国家的土地所有」形態の時期を、明治初期国家形態論に正しく位置づけるさいに、まことに示唆的である。

ところで、これまでに検討を加えてきた諸概念が日本の明治維新後の社会的、政治的過程の分析に果して有効であるか否かを吟味してみる必要がある。さきに私は、信夫氏の「絶対主義」概念のさまざまな用法の具体例を引いてみたが、氏にとっては、当然のことながら一八七五(明治八)年二月以降の政治過程を、立憲的絶対主義と規定されているので、明治憲法の制定の時点までは、少なくとも、あるいは恐らく憲法体制の成立以後までも「立憲的絶対主義」の概念で把握されるのであろう。この問題のむづかしさは、旧幕藩体制の崩壊、解体のあとの数年間の時期の土地所有関係の転変の理解の仕方に集中しているように思われる。この版籍奉還から廃藩置県までの、さらに地租改正条例の布告から改正事務局の設置までの土地所有関係をどのようにならばよいのか、さきに私が特殊な「国家的土地所有」⁽⁴⁰⁾の概念で扱えたいと述べた点がそれである。それは、明治維新政府による領地と人民の、「王土王民思想」と「祭政一致」を原則とした国学のイデオロギーに基づく中央集権的な統一国家の実現創出であった。この過程の土地

所有形態をいまかりに、「疑似的国家的土地所有」と考えてみたい。旧藩制度の解体、廢藩置県に続いて、さらに同年の田畑勝手作の許可、まず手始めの東京府下への地券の交付・発行、地租課税の布告、翌一八七二年の土地売買の解禁、大蔵省達による全国的な地券の交付、いわゆる壬申地券の交付が実施される。一八七三（明治六）年の地租改正条例の布告、その具体化の一環としての秩禄公債証書の発行条例が定められるのである。一八七五（明治八）年の地租改正事務局の設置に始まる改正事業は、一般的には一八七八（明治一一）年にほぼ終了する。もともと全国的な規模での地域的遅れがあるので、この後数年間を経過して終わる。西南戦争の翌年までに、維新政府は、この全国的な一大事業を国家の強力を伴いつつ実現したのであった。「自由」と「民権」を要求し、地租軽減の運動の発展が、これに應對しつつ進行することはいうまでもない。インフレとデフレ政策によって、農民の困窮が進み、土地所有関係に大きな変化が起こるのもこの過程に見られる特徴であり、政府の政策的な帰結であった。「自由な」土地所有制度がもたらすところの土地の集積と細分化、さらには土地所有からの離脱、このことは地主的土地所有の発展への傾斜であり、地主、小作関係の拡がりを意味している。端的にいつて、激しい農民層の分解が進むのである。寄生地主的土地所有の制度が、この明治前期の政策的展開の中で、漸次に形成されていく。⁽⁴¹⁾

ところで、明治憲法体制に至るまでの地主的土地所有制度が、日本における天皇制の物質的基盤であると主張されてきたことは、よく知られている。この主張はもちろん正しいと思われる。しかしながら、この議論を日本資本主義の展開過程のなかで、無条件に適用するとすれば誤まりとなる。それにはある種の、一定の留保条件をつけなければならなくなるだろう。とはいえ、差し当り、ここでは憲法制定までの天皇制国家を問題にするのであるから、考察の対象から除いておきたい。では、端的にいつて、これまで私が検討してきた明治初期の天皇制国家は、どのような本

質と形態をもつものであったのか。それは、果して「絶対主義国家」であったのか、それとも「絶対主義的国家」であったのか。あるいは、「資本制国家」であったのか。国家類型論の立場から言えば、「絶対主義国家」は、「絶対王政」であり、封建国家の範疇に入れなければならない。明治憲法の制定時までを絶対主義国家、絶対主義的天皇制国家ととらえる有力な学説があるが、果してそのような理解でよいのかどうか。また、他の有力な一部の学説にみられる国家論の規定、すなわち明治憲法体制はいうに及ばず、今次大戦に至るまで、日本資本主義国家は「絶対主義国家」「絶対王政」であると規定する向きもあつたが、いまではすたれておりこの議論は論外であろう。国家独占資本主義の段階に対応する絶対主義、絶対王政というのは形容矛盾であり、概念規定の遊びに過ぎないのである。したがって、絶対主義論を、日本資本主義の発展の全過程に適用しようとすれば、どうしても、絶対主義国家の変質に言及せざるをえなくなるのである。つまり、天皇制国家の質的変化が、どこかで、ある時代、時期に必ず起こったことを実証しなくてはならないのである。そのために、絶対主義的天皇制の変質の時期を、つまり、絶対主義国家から資本主義国家への変質過程を、見つけ探し出さねばならなくなる。そこで言及されるのは、「ブルジョア的改革」あるいは「上からの改革」という論法の議論である。たしかに、天皇制国家は、変化にたいする適応能力がすぐれているといわれるけれども、天皇制、絶対主義と概念規定をすれば、どうしてもそれは、「変幻自在」の対応、すぐれた融通性をもった性格のものと言うほかはない。もともと明治憲法の二元的規定性という点からいえば、形式、建前と内容、運用の弾力性の大きさ、幅の広さということにならざるをえないし、また、事実過程が、そうであつたといえるであろう。(もともとブルジョア的改革は、日本資本主義の発達なかで、幾度か実施されている)。

では、この矛盾をどう解決すればよいのか、つぎに問題となる。明治維新の政治的、社会的、経済的な変革の過

程を、すなわち、王政復古から大政奉還はもとより、廢藩置縣、地租改正に至る改革の過程を、未完成な、不徹底的なブルジョア革命の過程と規定づけければ、西南戦争も革命の過程における一つの政治反動として、つまり「上からの」革命に対する政治的、軍事的な「反革命」的事件といえなくもない。もちろん、この議論はさらに検討を要する性質のものであろう。維新政府の「上からの」革命に対して、「下からの」革命—ブルジョア民主主義革命—を要求し展開したのが、かの自由民権運動であったと考えられる。かれらは不完全な、不徹底な革命、すなわち「上からの改革」のひどさに激しく反撥し、地租の軽減要求をはじめ、明治政府によるインフレ（零細農、貧農などにはとりわけ打撃が大きい）、デフレ政策の採用とその権力の行使による徹底的な財政収奪および弾圧政策に対抗して立上ったのであった。

この運動は、政府側からの切り崩しや、指導者たちの妥協と懐柔、裏切りなどによって、さらに運動家の中での内部矛盾、諸階層間の分裂と不信、運動の担い手たちの指導権をめぐる内訌、軋轢などによって、運動それ自体が、急進的、過激なものとなり、最終段階においては、武力と警察権力によって徹底的な弾圧をこうむり、運動は壊滅的打撃を受けて終結をみるに至った。ここにみられる明治初期の藩閥・官僚政府による連続的な変革と改革は、その経済的基礎過程はもちろん、政治・社会過程においても、ブルジョア革命の過程として把握してもよいし、また、そのように理解するほかにないと思われる。「下からの」革命が挫折し、「上からの」革命と改革がやつと、辛うじて成功した過程であったと思われる。そこには、一九世紀後半以後の世界史的規模での帝国主義の発展と、諸列強によるアジア諸国の植民地化の危機が進み、国内的な民族統一の課題をになう中央集権的軍事国家の創出が急がれていたことにも、大きな要因があったことはいうまでもなからう。⁽⁴²⁾

このように見てくると、明治維新の变革が、その用語にいかなる形容詞的表現を付してみようと、本来的にその端緒の性格からして、革命範疇を適用せざるをえないことが明らかであろう。だとすれば、憲法制定までの時期を、絶対主義とか、絶対王政とか、天皇制絶対主義とか、絶対主義的天皇制（この概念は、絶対主義の側に主たる力点と比重を持たせないという意味で、適用可能だとも言えようが）と規定するのは、極めて曖昧かつ、不十分な規定とならざるをえない。なぜなら、封建の概念と近代の概念——後者は少なくともブルジョア革命を経過した社会形態のそれである——とが癒着し結合したかたちとなっており、ひどくまぎらわしいのである。ここでの「的」なる表現は、このばあい天皇制の本質とその形態の十分な認識を妨げるものとなっている。維新の革命が、まだ多くの变革と改革の課題を残したままで、急速な資本主義の発達・育成のために、殖産興業やさきにみた農民からの土地の収奪、階級分化を権力的に強行することで、本源的蓄積を短期間に遂行せざるをえなかった理由の一端は、ここにあると言わねばならない。原蓄過程は憲法制定以後にも、かなりの期間存続することは当然のことである。明治期以前に先行する旧社会形態（農奴的絶対主義、旧幕封建体制）から新しい社会形態（資本制の発展の途を方向づける）への移行過程の画期、指標となる転換点は、維新の变革期でありこれ以外に在りようがないだろう。つまり、資本制的発展への新社会の起点が、ここにあるからである。旧体制から残された絶対主義的なもの、農奴制の遺制を含めて、ある種の「経済外強制」は残存するが、移行期の生産関係には少なからぬもろの力が作用している。地主的土地所有の新たな社会での発展——それは前述のごとく、土地所有の集積の新しい起点である——が急速に進むのである。この地主的土地所有は、まぎれもなく社会制度におけるブルジョアの発展の産物であり、資本主義の発展の方向「路線」の上に位置している。地主的土地所有にその主たる基盤をもつといわれる、近代的天皇制自体が、地主制との関連でみれば

二面的な側面をもつと云ってよい。別な表現をすれば、「農奴主」的な側面とブルジョア的な側面の両性格を併せもつということである。ただし、ロシアの農奴制（ツァーリズム）の支配体制にみられる「農奴主」概念ではなく、それは、ブルジョア革命を経た政治支配体制のもとでの、経済的、物質的基盤をいまだ伴なわない天皇「制」であり、資本主義の発達のある段階で制度として成立し体制として確立して行くプリミティブな性格のものである。したがって、天皇制の概念は、成立期以前と以後とを明確に区別すべきであり、さらに確立後のそれぞれの段階——明治中・後期、大正期、昭和期——において、体制のなかでブルジョア的な側面を一層強めながら、そしてまた広大な土地と山林（御料地、御料林など）の所有者として、日本最大の別格の地主として位置づけられてくるのである。

このように見てくると、高度に発達した独占資本主義の段階を待たずともなく、天皇家の地主的性格とブルジョア的性格の二重性がよりはつきりしてくる。明治憲法制定と帝国議会開設時の天皇制を、私は以上の理由から、「半絶対主義的」天皇制とよびたい。封建的範疇である「絶対主義」の用語は、憲法制定、議会開設などとの関連、つまり「立憲君主」としての天皇制、すなわち、半絶対主義的天皇制の範疇と矛盾し両立しないと思われるからである。国家類型上は、「ブルジョア国家・資本制国家」の国家組織機構であり、国家形態の上では「半絶対主義的天皇制」と規定づけられるであろう。憲法体制以前の段階のそれは、あるいは疑似絶対主義的国家形態と呼ぶこともできなくもないかも知れない。

マルクス主義の古典の考察を続けるなかで、私はこの小稿（二）——それは一九六九年二月の時点でのことだが——を一応締めくくるとき、その論稿の末尾で、ポナパルティズムの国家概念の研究の必要性和、「半絶対主義」の国家形態に固有の「立憲的」原理と、「半絶対主義的」原理の両側面の考察の必要性⁽⁴³⁾について問題提起しておいた。し

かしその後、再び永い大きな時間的空白が生じた。それは古典の随所に、私にいろいろと理解しがたく、読み込めないところもあり、つぎの論考の発表が出来なかった。永い空白と中断ののち、やっと小稿(三)を一九七八年二月に書いてみた。そして、日本のマルクス主義研究者の多くのすぐれた業績に学び、それらの論文、著書の研究と、さきのマルクス主義の古典の叙述をすり合わせ検討することにより、何とか自分なりの考え方の見通しの方向と展望性が見えてきたように思えたのである。私は、自分の納得、使用できる有効な概念を古典のなかで探索し、「半絶対主義」の概念こそ、日本の戦前期天皇制の枠組の分析に使用可能なキイ概念であるとの、ある種の確信といったものに到達していたのである。

ところが、驚いたことに一九八一年一月の雑誌『思想』(第六八九号)に、岩村登志夫氏の論文「ポクローフスキー史学と講座派——半絶対主義的君主制の範疇にかかわって——」が発表されたのであった。率直に言って、私は大きなショックを受けた。ポクローフスキー史学の戦前日本マルクス主義研究者への影響については、先学の研究者から再三聴き及んでいたが、氏の論文を読んで自分の勉強不足を痛感させられたのである。岩村氏の極めて詳細なソビエト文献研究によれば、「ブルジョア国家の一形態としての半絶対主義的君主制は、ソ連邦国家学⁽⁴⁴⁾法学では二元制的君主制 *дуалистическая монархия* と称する」とされ、科学アカデミー法研究所の『国家と法の理論』の一九五五年版、同六二年版の中から、「帝政ドイツ」(二八七—一九一八年)と戦前の日本の規定づけが示されている。そして重要なことは、この「二元制的君主制」は「絶対君主制⁽⁴⁵⁾絶対主義とは国家類型を異にする」ものである。また、科学アカデミー国家・法研究所の『マルクスレーニン主義の国家・法の一般理論、国家・法の歴史的諸類型』(一九七一年)のなかには次の記述が見られるという。「ブルジョアジーと同盟して人民おもに農民と対抗する貴族(武士)

が指導する日本のブルジョア革命は、周知のとおり、(プロイセンと同様に)絶対主義に似た形態の王政の『復古』に終った⁽⁴⁶⁾と。このほか『ソヴェト歴史事典』第一巻(一九六一年)では、「ロシアでは、絶対君主制は一九一七年の二月ブルジョア民主主義革命で打倒され、ドイツの半絶対主義的君主制は、一九一八年の一月ブルジョア民主主義革命まで存続した^{(47)*}と叙述されているという。岩村氏によれば、「半絶対主義的君主制」二元制的君主制にかんする⁽⁴⁸⁾当な関心が、わが国の天皇制の比較史的な見地に欠如することは否めないものであり……その要因は講座派誕生の秘⁽⁴⁹⁾に求られる」という。

E・M・ジューコフは、すでに一九三五年に発表した論文で、「天皇制官僚の強大な権限を強調しつつも、天皇制を『半絶対主義的国家』と命名し⁽⁴⁹⁾」ていたといわれる。また最近ではK・Γ・フェードロフは、『外国の国家と法の歴史』第二版(一九七七年)のなかで、「天皇の立法権行使の帝国議会による制約などをさして、『半絶対主義的君主制』と規定している⁽⁵⁰⁾」という。

戦前日本の天皇制国家にかんするE・M・ジューコフによる「半絶対主義的天皇制」の規定が、ソ連邦の学界および日本史研究者のあいだで、これまで、どのような関心をもつて討議がなされてきたのか、なかったのか、あるいは、それは、つい最近に至るまで、さして注目を惹かなかつたのか、等々の疑問については、残念ながら私にはその辺の事情がよくわからない。が、恐らく戦後、それもつい最近になって、ソヴェトでの日本研究者のあいだで、討議のテーマになったのではないかと推測される。というのは小論の注(47)のすぐあと補注(*)の箇所掲げておいた、Я・А・ペヴズネルの著書では、明らかにこの概念規定が変化しているからである。ペヴズネルは一九六一年に発表した労作『日本国家独占資本主義分析』では、「絶対主義的君主制」と規定し、一九七六年の『日本経済における国

家』では、『半絶対主義的君主制』（〈полубабылотная монархия〉）と規定しているのである。ペヴズネルは、〈полубабылотная〉ではなく、〈полубабылотная〉の用語を使用しているが、その真意は私にはよくわからない。（ペヴズネル、原著書一―ページ参照）。いづれにしても、〈абылотная〉から、〈полубабылотная〉の表現に変わっている⁽⁵¹⁾。

以上で考察してきたように、半絶対主義的君主制の概念規定は、第二帝政期のドイツと戦前日本の天皇制に適用すべき範疇であり、ツアリーブム・ロシアとはその類型を異にするため適用できない概念であることが、わかった。

たしかにレーニンもかれの著作の至るところで、ロシア資本主義の後進性――ドイツ、日本と比較して――についてしばしば述べていることは、『全集』を繙いてみればすぐわかることであろう。「上からのブルジョア革命」概念を戦前日本資本主義の発達の過程に適用しようとするれば、それは、明治維新か明治憲法制定の時期か、はたまた大正デモクラシーの時期かであろう。まさか、国家独占資本主義の時期にまで下ってくることはありえないだろうから。

だが、若干の研究者たちは大正デモクラシーの時代までくだって、「上からの」ブルジョア革命と規定しようと試みていることは周知のことである。もつとも、この時期はまことに魅力的な時代であり、一連の「上からの」諸改革が実施されるので、明治維新や憲法制定や、いわゆる「三二二体制」の時期にブルジョア革命概念を適用しなければ、その機会と時期を全く失ってしまうことになるだろう。そうならば、一五年戦争の終結後、つまり戦後の占領期にまで引つ張って行かざるをえなくなるのは、自明のことであろう。だがそのことは、この小論で限定した課題の領域を超えるので、これ以上立ち入るつもりはない。

この試論を終るにあたって、天皇制国家概念の規定づけが、わが国の研究者たちのなかで如何にまちまちであるか

の例を一つだけ提示しておきたい。それは、大石嘉一郎編『日本帝国主義史』、1第一次大戦期、のなかにも見受けられる。編著者大石氏によれば、「それ（確立期の天皇制国家の形態——引用者）は封建国家の最後の形態である古典的絶対主義でも、またそのたんに修正された形態でもなく、軍事的・半封建的資本主義に適合的な『近代的絶対主義』ともいふべき国家形態であつた⁽⁵²⁾」、というのである。

氏はこの「近代的絶対主義」の概念を使用されるさい、括弧つきで述べられる。私にとっては、どうもその意味がよくわからないのである。

この小論における主題の試論的叙述で、すでに明らかであろうが、小論の規定のそれは、ソ連邦学界の研究成果の結論と若干異なるものがある。すなわち、それは、恐らく明治憲法制定と帝国議会開設にかんする歴史的評価のちがいによるのであろう。私は、やはり、憲法体制成立までの天皇制を、一応、「絶対主義的」天皇制の範疇で扱いたい。が、ここでいう「絶対主義的」概念は、封建概念としての絶対主義の意味内容を表現するものではなく、「半絶対主義的」なものに移行、転化しつつあるものとしての過渡期の概念としてである。明治憲法の制定と帝国議会の開設によって、それらを画期として、半絶対主義的天皇制は成立するものと把握したい。

注

* たとえば、日本資本主義発達史の研究における野呂栄太郎の業績を参照。

(27) レーニン『全集』一三巻、一四ページ。

(28) 同右、一二巻、二〇七ページ。傍点引用者。

- (29) レーニン『全集』、一八巻、六〇八ページ。
- (30) 同右、『全集』、九巻、三九ページ。
- (31) マルクス・エンゲルス『全集』、三四巻、大月書店四七二ページ。邦訳三八九ページ。「マルクスからジョン・スウィントン（在ニューヨーク）への書簡」、一八八〇年一月四日、ロンドンからのもの。この手紙はアイルランドの土地問題との関連で書かれたものである。イギリスの大地主はまた同時にアイルランドの最大の土地所有者でもあり、アイルランドの土地制度の複雑さが指摘されている。
- (32) マルクス、同右ページ。
- (33) マルクス・エンゲルス『全集』、二七巻、五八〇ページ。大月書店、邦訳、四九一―二ページ。傍点は引用者。この言葉は「マルクスからヨーゼフ・ヴァイデマイアー（在チューリヒ）」へ宛てた手紙のなかにある。一八五一年九月一日付けのもの。
- (34) マルクス、同右ページ。土地が商品化されれば、自由な土地の売買が法認されさえすれば、中長期的なタイム・スパンで見れば土地の集積と細分化、零細化の傾向は必然的なことであろう。
- (35) これらの改革の過程については「財政審議権と国家形態」(一)で、概略的な記述を試みてあるので、ここでは、これ以上ふれないことにする。『社会労働研究』、第一三巻第四号、一九六七・二月、二三―二四ページを参照されたい。
- (36) 信夫清三郎『日本政治史』II、南窓社、昭和五三年一二月、iページ。「朝藩体制」は、日本暦慶応三年一二月〜明治二年六月までである。信夫氏は、I、朝藩体制、II、神政的絶対主義（日本暦明治二年七月〜明治四年七月）、とされ、「日本の絶対主義を『神政的』と形容するのは、それが祭政一致の『神政政治』(theocracy)に立脚しているからであり、『君主神権論』(Divine Right of Kings)に立脚したヨーロッパ絶対主義にたいして鮮明な特徴を示したからである」とされている（信夫前掲書iiページ）。さらに、III、啓蒙的絶対主義（日本暦明治四年七月〜明治八年一月）。明治四年七月は、「朝廷が廃藩置県によって藩制度を終極的に掃除した時点であるが、同年同月を絶対主義の神政的絶対

主義から啓蒙的絶対主義への移行の画期とみるのは、その前後から洋学者として仕官した一群の啓蒙思想家が富国強兵のための政策立案に広汎に参加しはじめ、同時に国学者の影響力が顕著に後退してゆくからである」と述べられている(同書同ページ)。さいごが、IV、立憲的絶対主義(日本暦明治八年二月)とされ、「日本の絶対主義の一つの大きな特徴は、新しい事態にたいするおどろくべき適応能力にある。啓蒙的絶対主義は、立憲的絶対主義への移行を開始する。啓蒙思想家は、『明六雑誌』を廃刊し、啓蒙主義の歴史的役割にみずから終止符を打つ」というのである。(同書iiiページ)。

(37) 信夫前掲書iiページ。

(38) 福島正夫『地租改正』、日本歴史叢書、21、吉川弘文館、一九六八年、五七ページ参照。

(39) 「立憲的絶対主義」の用語については、こんご、よく研究してみたいと思う。

(40) いまこの概念を使用すること以外に、新しい用語を思い浮かばないので、差し当り便宜上、「国家的土地所有」、ないしは、「疑似的国家的土地所有」の語法を当てておきたい。

(41) この分野で、すぐれた研究業績をあげておられる安良城盛昭氏の「地主制の展開」、『日本歴史』近代3、岩波書店、一九六七・一二月、五三ページ以下を参照。氏は、「十六・十七二十年の間こそが、明治期を通じて地主的土地所有が最も急激に拡大した時期であるといえよう」とされている(同書七五ページ)。寄生地主制の成立と確立期の規定については、周知のように、中村政則氏との間に、論争があった。いまここでは、地主制の漸次的な拡大が証明されれば、本稿の論旨の展開には十分であるので、これ以上、立ち入らないことにする。

(42) 『『下からの』自由民権運動とその主張には、つねに、先手をとって弾圧し、『上からの』ブルジョア国家の実現をはかろうとした』(田中彰「岩倉使節団とその歴史的意義」、『思想』第七〇九号、岩波書店、一九八三・七月、九四ページ)。田中氏は、「近代天皇制の形成過程は、まさに一九世紀後半における、より絶対主義的な権力によるブルジョア国家の形成過程でもあった」とされる(田中彰『近代天皇制への道程』、吉川弘文館、一九七九・二月、二六三ページ)。

- (43) 『社会労働研究』、第一五巻、第四号、一九六九・二月、八三ページ。
- (44) 岩村登志夫「ポクロースキー史学と講座派——半絶対主義的君主制の範疇にかかわって——」、『思想』、一九八一年一月、第六八九号、一五〇ページ。
- (45)・(46) 岩村前掲誌、同ページ。
- (47) 岩村前掲誌同ページ。この叙述に続けて、氏は『ソヴェト百科大事典』第三版、第一巻（一九七〇年）のほか、ジュコーフ編集代表による科学アカデミー歴史研究所ほか『世界史』第八巻（一九六一年）にも半絶対主義的君主制の範疇がみえる（江口朴郎ほか監訳、現代、第一巻、一五九ページ）。また、東ドイツでは、この「半絶対主義的国家形態」の規定が、一九五〇年代後半にすでにみえるとされ、H・バイエルの著作（一九五七年）を提示している。（岩村前掲誌、一五〇—一五一ページ。
- (*) 日本の独占資本主義の研究で著名な、ソヴェトのЯ・А・ペヴズネルは、『日本国家独占資本主義分析』（一九六一年）では、「絶対主義的君主制」の概念を使用していた（平館利雄訳、四五ページ）が、その後の著作『日本経済における国家』（一九七六年）のなかでは、「半絶対主義的君主制」の規定を使用している。『日本経済における国家』で、ペヴズネルは、次のように述べている。
- 「独占資本主義本来の侵略性は、日本では、明治革命（一八六七—一八六八年）以来ブルジョア・地主的プロックが権力を握っていたこと、このプロックの政治機関は一定の独立性を備えた半絶対主義的君主制であり、軍事官僚装置であったことから、いっそう強められた」。（ペヴズネル、同右書、原文一—ページ、国際関係研究所訳、一〇ページ）。
- (48) 岩村前掲誌、一五一ページ。ツァーリズム・ロシアの絶対主義、封建制、諸民族の圧迫と「対蹠的に」、^(*)一九一七年一月執筆論文で、レーニンは「ドイツを含む西ヨーロッパの単一民族国家の高度な資本主義発展とあわせて、政治的特徴としての『代議制』を抽出し、これがアメリカ合衆国と日本にも該当すると力説」した。この一文は『ポリシェヴィーク』（一九三五年二月十五日号掲載）に発表され、「三二年テーゼ作成者たちは、天皇制をツァーリズムに比定する

手法の典拠をほぼ失うにいた^(*)った、といわれる。*印はいずれも岩村氏前掲論文、一六一―二二ページ。ちなみに、レニンのこの論文のタイトルは、「統計と社会学」である。(『全集』第二三巻、三〇五ページ)。

(49) 岩村前掲誌、一六二ページ。

(50) 同右、一六二ページ。

(51) См: Я. А. Певзнер, Государство в Экономике Японии. Издательство "Наука", Москва, 1976, стр. 11. (邦訳一〇ページ)。

(52) 大石嘉一郎編『日本帝国主義史』1、第一次大戦期、東京大学出版会、一九八五年一月、四三六ページ。氏によれば、戦前期の日本の天皇制国家は、「ドイツやロシアのようにすでに確立されていた封建的・絶対君主制が解消しつつある形態ではなく、帝国主義段階への移行期の世界的環境のなかで、国民大衆の無権利と勤労の犠牲の上に資本主義的帝国主義的自立を課題として新たに樹立されたものである」という。(大石編前掲書、同ページ)「近代的絶対主義」とは、絶対主義の国家形態の意味であろうか。近代的というのは、明治、大正期のブルジョア的諸改革の過程に重点をおいた規定というべきであろうか。

また、別の箇所では、天皇制国家の変容について、つぎのような叙述がある。

「……一九一〇―二〇年代の天皇制国家の変容は、「上からのブルジョア革命」の開始ではなくて、独占金融資本の確立すなわち帝国主義の社会経済過程への内実化、その過程における労働者農民を中心とする民衆の人格的自立・政治的自由を求める民主主義運動に対応して、官僚・政党(―独占ブルジョアジー)によって「上から」行われた「近代的絶対主義」の帝国主義的ブルジョアの再編であったということができよう」。(大石前掲書、四五―二二ページ)。「近代的絶対主義」の国家形態なるものは、如何なる国家であろうか。封建国家の範疇なのか、それとも資本制国家の範疇なのであろうか。

(一九八九・五・一九)